

○財務省告示第三十四号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
令和元年五月二十九日に発行した利付国債の発行  
条件等を次のとおり告示する。  
令和元年六月十一日

財務大臣 麻生 太郎

- 一 名称及び記号 利付国庫債券（四十年）（第十二回）
- 二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
- 三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
- 四 発行方法 利回り競争に付して行われる入札（以下「利回り競争入札」という。）による発行（以下「利回り競争入札発行」という。）及び利回り競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）
- 五 募入決定の方法



十六 償還期限	十五 第二期以後の利子	十四 初期利子	十三 の経過払込み	十二 利率	十一 発行価格	九 振替単位	八 最低額面金
令和四十一年三月二十日	毎年三月二十日及び九月二十日	令和元年九月二十日	の経過払込み	年〇・五パーセント	十五銭	振替法の規定による振替口座簿	五万円
令利子を支払う。	て、その日以前六月間に属する	し、次の算式により算出した金額	の経過払込み	年〇・五パーセント	十五銭	振替法の規定による振替口座簿	五万円
令利子を支払う。	て、その日以前六月間に属する	し、次の算式により算出した金額	の経過払込み	年〇・五パーセント	十五銭	振替法の規定による振替口座簿	五万円
令利子を支払う。	て、その日以前六月間に属する	し、次の算式により算出した金額	の経過払込み	年〇・五パーセント	十五銭	振替法の規定による振替口座簿	五万円

$$\frac{\text{償還金額}}{100} \times \frac{0.5}{2}$$

$$\frac{\text{償還金額}}{100} \times \frac{0.5}{365}$$

る。定期及び第十六号において同じ。

の翌営業日に支払う（以下、次

銀行休業日に当たるときは、そ

額を支払う。ただし、支払期が

し、次の算式により算出した金

令和元年九月二十日

る。定期及び第十六号において同じ。

の翌営業日に支払う（以下、次

銀行休業日に当たるときは、そ

額を支払う。ただし、支払期が

し、次の算式により算出した金

令和元年九月二十日

る。定期及び第十六号において同じ。

の翌営業日に支払う（以下、次

銀行休業日に当たるときは、そ

額を支払う。ただし、支払期が

し、次の算式により算出した金

令和元年九月二十日

る。定期及び第十六号において同じ。

の翌営業日に支払う（以下、次

銀行休業日に当たるときは、そ

額を支払う。ただし、支払期が

し、次の算式により算出した金

令和元年九月二十日

二 十 十 十  
十 九 八 七

払 者 入 払 元 償  
込 者 札 場 利 還  
期 参 所 金 金  
日 加 支 額

令 財 日 額  
和 務 本 面  
元 大 銀 金  
年 臣 行 額  
五 か 百  
月 通 円  
二 知 に  
十 受 つ  
九 け き  
日 け 百  
者 円